

国外転出者向けマイナンバーカードのオンライン申請開始について（5月下旬）

2026年4月30日
在ポーランド日本国大使館

1. 国外転出者向けマイナンバーカードの申請（新規交付や有効期限に係る更新など）については、5月下旬より全面的にオンライン申請に移行されます。これまでは当館領事窓口において申請を受け付けておりましたが、今後は市区町村及びカードの製造を担っている J-LIS（地方公共団体情報システム機構）に直接オンラインで申請する方式に変更となります。
2. 具体的な運用開始日時や申請先ウェブサイト、また、対象となる申請手続きについては、準備が整い次第、改めてお知らせいたしますが、これまでの当館領事窓口で受領した申請書類を日本国内の市区町村へ輸送する手続きが不用となるため、申請から交付までの期間が短縮される見込みです。
3. オンライン申請開始後は、当館領事窓口での申請受付はオンライン申請開始日前日をもって原則として終了します。これによって、オンライン申請・在外公館窓口受取（もしくは国内市区町村窓口受取）の方式での運用となります。
※注：暗証番号ロックされたカードのロック解除や暗証番号再設定など、マイナンバーカードの現物確認が必要となる手続きのみ、引き続き窓口での申請を受け付けます。
4. オンライン申請に関する各種お問い合わせ（申請サイトのご利用方法など）につきましては、同サイトを運営する J-LIS が担当する予定ですが、詳細については改めてご案内します。
5. 近く国外転出者向けマイナンバーカードの申請を考えている皆様におかれましては、4月下旬以降に当館領事窓口にて申請した場合、申請書類の国際間輸送に係る時間を考慮すると、オンライン申請開始を待ってから申請された方がマイナンバーカードを早く受け取れる可能性があるため、申請時期・方法につきご検討ください。